

岐阜県農業企業化資金助成規則

昭和36年12月25日岐阜県規則第145号

- 改正
- 昭和37年 5月 8日岐阜県規則第 51号
 - 昭和39年 4月10日岐阜県規則第 51号
 - 昭和40年 8月13日岐阜県規則第 77号
 - 昭和41年 8月16日岐阜県規則第 75号
 - 昭和44年 4月22日岐阜県規則第 41号
 - 昭和45年 8月18日岐阜県規則第106号
 - 昭和46年 5月11日岐阜県規則第 58号
 - 昭和47年 6月13日岐阜県規則第 70号
 - 昭和48年 5月29日岐阜県規則第 65号
 - 昭和49年 5月10日岐阜県規則第 65号
 - 昭和51年 3月 5日岐阜県規則第 6号
 - 昭和52年10月21日岐阜県規則第115号
 - 昭和53年 5月 8日岐阜県規則第 70号
 - 昭和54年 4月28日岐阜県規則第 61号
 - 昭和54年10月26日岐阜県規則第110号
 - 昭和56年 5月19日岐阜県規則第 54号
 - 昭和58年 4月30日岐阜県規則第 52号
 - 昭和59年 2月24日岐阜県規則第 5号
 - 昭和60年 9月 2日岐阜県規則第 57号
 - 昭和61年 6月27日岐阜県規則第 48号
 - 昭和62年 6月23日岐阜県規則第 60号
 - 昭和62年12月 4日岐阜県規則第 95号
 - 昭和63年12月23日岐阜県規則第 78号
 - 平成元年11月14日岐阜県規則第 74号
 - 平成 2年 6月 8日岐阜県規則第 33号
 - 平成 3年 2月19日岐阜県規則第 4号
 - 平成 3年12月27日岐阜県規則第103号
 - 平成 4年 4月 3日岐阜県規則第 31号
 - 平成 5年 4月 1日岐阜県規則第 33号
 - 平成 6年 2月 4日岐阜県規則第 33号
 - 平成 7年 8月31日岐阜県規則第 71号
 - 平成 7年11月10日岐阜県規則第102号
 - 平成10年 7月14日岐阜県規則第 82号
 - 平成13年 2月 1日岐阜県規則第 6号
 - 平成14年 9月17日岐阜県規則第109号
 - 平成17年 4月 1日岐阜県規則第 60号
 - 平成18年 4月 1日岐阜県規則第 94号
 - 令和 3年 4月 1日岐阜県規則第168号
 - 昭和38年 8月23日岐阜県規則第 76号
 - 昭和40年 5月31日岐阜県規則第 55号
 - 昭和41年 7月 5日岐阜県規則第 65号
 - 昭和43年 5月27日岐阜県規則第 63号
 - 昭和44年10月11日岐阜県規則第 94号
 - 昭和45年12月15日岐阜県規則第157号
 - 昭和46年 6月15日岐阜県規則第 67号
 - 昭和47年 9月19日岐阜県規則第 97号
 - 昭和49年 2月22日岐阜県規則第 14号
 - 昭和50年 1月10日岐阜県規則第 1号
 - 昭和52年 6月 1日岐阜県規則第 71号
 - 昭和53年 4月 4日岐阜県規則第 61号
 - 昭和53年 9月29日岐阜県規則第106号
 - 昭和54年 6月30日岐阜県規則第 77号
 - 昭和55年 4月30日岐阜県規則第 61号
 - 昭和56年 7月23日岐阜県規則第 70号
 - 昭和58年 7月 1日岐阜県規則第 66号
 - 昭和59年 8月10日岐阜県規則第 57号
 - 昭和61年 6月27日岐阜県規則第 47号
 - 昭和62年 4月14日岐阜県規則第 50号
 - 昭和62年10月 6日岐阜県規則第 84号
 - 昭和63年 4月 1日岐阜県規則第 19号
 - 平成元年 3月 7日岐阜県規則第 6号
 - 平成元年11月24日岐阜県規則第 77号
 - 平成 2年11月16日岐阜県規則第 62号
 - 平成 3年 4月 1日岐阜県規則第 31号
 - 平成 4年 2月14日岐阜県規則第 2号
 - 平成 5年 2月12日岐阜県規則第 9号
 - 平成 5年 7月 9日岐阜県規則第 57号
 - 平成 7年 4月28日岐阜県規則第 43号
 - 平成 7年 9月 1日岐阜県規則第 72号
 - 平成 8年12月 6日岐阜県規則第 81号
 - 平成12年 3月31日岐阜県規則第138号
 - 平成13年 4月 1日岐阜県規則第 61号
 - 平成16年 4月 1日岐阜県規則第 49号
 - 平成17年10月14日岐阜県規則第114号
 - 平成23年 4月 1日岐阜県規則第 41号の2

(総則)

第1条 この規則は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にし、地域農業の担い手となる農業者等の経営改善を図るため、当該資金の融資機関に対し、県が利子補給することとし、もつて農業経営の近代化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「農業者等」とは、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。

2 この規則において「融資機関」とは、法第2条第2項に規定する者をいう。

3 この規則において「農業企業化資金」とは、法第2条第3項に規定するもの（以下「農業近代化資金」という。）及び農業の企業化のための施設資金等として融資機関が農業者等に貸し付ける資金で知事が特に必要があると認めたもの（以下「農業企業化特融資金」という。）をいう。

(農業企業化資金の種類、利率等)

第3条 農業企業化資金の種類、償還期限、据置期間及び利率は知事が別に定める。

2 償還方法は、元金均等年賦償還の方法による。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 農業企業化資金の融資率は、融資の対象となる事業に必要な経費の100分の80以内とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(農業企業化資金の貸付限度)

第4条 農業企業化資金の1農業者等に係る貸付金の限度は、法第2条第3項第1号に定める額とする。ただし、農業企業化特融資金に係る貸付金の限度については、知事の定める額とする。

(利子補給)

第5条 知事は、融資機関が農業企業化資金を貸し付けたときは、その者に対し、この規則の定めるところにより予算の範囲内において利子補給を行うものとし、その利子補給率は、知事が別に定める。

(利子補給契約)

第6条 前条の規定による利子補給は、知事が融資機関との間に締結する岐阜県農業企業化資金利子補給契約書（別記第1号様式）によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第7条 第5条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業企業化資金につき、農業企業化資金の種類ごとに算出した融資平均残高（各期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給の承認申請)

第8条 融資機関は、農業者等が別に定める手続により農業企業化資金の借入れの申込みをしたときは、当該借入れの申込みに係る資金を貸し付けようとするものについて農業企業化資金利子補給承

認申請書（別記第3号様式）に借入申込書及び農業企業化資金融資に関する意見書（別記第4号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

（利子補給の承諾通知書）

第9条 知事は、前条の規定による農業企業化資金利子補給承認申請書の提出があつた場合は、別表に定める基準により利子補給の対象事業として適当であるかどうかを審査し、適当であると認めるときは、融資機関に農業企業化資金利子補給承諾書（別記第5号様式）を交付する。

2 融資機関は、農業企業化資金利子補給承諾書の交付を受けた日から原則として2月以内に、その借入申込みに係る農業者等が農業企業化資金を必要とする時期を確認の上、当該農業者等に対し当該資金を貸し付けるものとし、当該資金を貸し付けたときは、速やかに、知事に報告しなければならない。

（利子補給金の交付申請等）

第10条 融資機関は、第7条に規定する期間の経過後速やかに農業企業化資金利子補給計画書（別記第7号様式）を作成し、農業企業化資金利子補給金交付申請書（別記第8号様式）に添えて知事に提出しなければならない。

（利子補給金の交付決定等）

第11条 知事は、前条の規定による農業企業化資金利子補給金交付申請書の提出があつた場合は、利子補給金の額を決定し、融資機関に通知する。

2 融資機関は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、農業企業化資金利子補給金交付請求書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（利子補給金の支払）

第12条 知事は、前条第2項の農業企業化資金利子補給金交付請求書の提出があつたときは、これを受理した日から30日以内に支払うものとする。

（償還期限等の変更）

第13条 融資機関は、第9条第1項の規定による利子補給の承認を受けた農業企業化資金の償還期限又は据置期間を変更しようとするときは、農業企業化資金償還期限等変更申請書（別記第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合は、当該申請が天災その他の理由により農業企業化資金の償還期限又は据置期間を変更することがやむを得ないものとして別に定める要件に該当すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第14条 知事は、利子補給に係る農業企業化資金を借り受けた者がその借入金を目的以外に使用したとき、又は当該資金の借入日以後6月以内に事業を完了しなかつたときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることがある。

2 知事は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの規則、農業企業化資金利子補給承諾書の内容又は第6条に規定する農業企業化資金利子補給契約書の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(報告の徴収等)

第15条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第5条の利子補給に係る農業企業化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(書類の経由等)

- 第16条 この規則による書類の提出は、市町村長又は農林事務所長を経由してすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により提出された第8条の農業企業化資金利子補給承認申請書を知事に送付する際、当該農業企業化資金利子補給承認申請書の内容について意見があるときは、農業企業化資金融資事業に関する意見書(別記第11号様式)により意見を述べることができる。
 - 3 市町村長は、第1項の規定により提出された第13条第1項の農業企業化資金償還期限等変更申請書を知事に送付するときは、第13条第2項に規定する要件に該当するものであるかどうかを調査し、及びその結果を記載した書面を添付するものとする。

附 則 略